

事 実 申 立 書

所 有 者	住所
	氏名
	電話番号 ()－ －
標 識 番 号	伊仙町
車 体 番 号	

標識を返納できない理由

上記, 申立てのとおり相違ありません。

後日その標識を不正に使用, 又は不正に使用させた場合は, その使用者及び,
使用させた者に地方税法第463条20の規定により、30万円以下の罰金に処されても
異議ありません。

令和 年 月 日

鹿児島県大島郡伊仙町長 伊 田 正 則 殿

申立人住所

氏 名

